

部長及び参事官
殿
所 属 長

警 務 発 第 3 9 4 号
平成28年3月29日
30年保存（口訓）
本 部 長

【沿革】 平成29年3月31日警務発第306号改正、令和3年9月24日警務発第529号改正、令和4年1月13日警務発第14号

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の運用要綱の制定について（通達甲）

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限については、「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の運用要綱の制定について（例規）」（平成22年9月21日警務発第425号）に基づき運用してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、新たに別添のとおり「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の運用要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、この通達甲の運用の開始の際、旧例規に基づき作成されている早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書は、この通達甲に基づき作成された早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書とみなすものとする。

別添

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年県条例第47号。以下「条例」という。）、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第49号。以下「規則」という。）及び「警察職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）」（平成6年12月21日6高人委第282号）に定めるもののほか、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務

1 要件

早出遅出勤務を行うことができる職員は、次に掲げるいずれかの事由に該当する者とする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する場合
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の32の4に規定する子育て援助活動支援事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する市町村の地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所に、請求に係る子（当該放課後等デイサービス事業、放課後児童健全育成事業、子育て援助活動支援事業、地域生活支援事業又は教育支援活動促進事業を利用する者に限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く場合
- (3) 要介護者（介護休暇の対象となる要介護者をいう。以下同じ。）を介護する職員が、当該要介護者を介護する場合

2 勤務時間及び休憩時間

早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間は、次の表のとおりとす

る。

| 区分 | 始業及び終業の時刻 | 休憩時間 |
|----------|------------|-------------|
| (1) 早出勤務 | 7:30～16:15 | 12:00～13:00 |
| (2) 早出勤務 | 8:00～16:45 | 12:00～13:00 |
| (3) 遅出勤務 | 9:00～17:45 | 12:00～13:00 |
| (4) 遅出勤務 | 9:15～18:00 | 12:00～13:00 |
| (5) 遅出勤務 | 9:30～18:15 | 12:00～13:00 |
| (6) 遅出勤務 | 9:45～18:30 | 12:00～13:00 |

3 早出遅出勤務の請求手続

- (1) 早出遅出勤務の請求は、別記第1号様式の早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書（以下「請求書」という。）により、原則として早出遅出勤務開始日の1週間前までに所属長を経由して本部長に行うものとする。
- (2) 請求の期間は年度内を限度とし、年度を越えて早出遅出勤務の請求をしようとする場合は、年度ごとに請求書を提出するものとする。
- (3) 要介護者（負傷又は疾病の場合に限る。）を介護するために請求する場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

4 早出遅出勤務の請求の受理

- (1) 所属長は、職員から早出遅出勤務の請求に係る請求書の提出を受けたときは、当該請求書に公務の運営の支障の有無に関する意見を記載し、県本部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に提出するものとする。
- (2) 本部長は、早出遅出勤務の請求があったときは、公務の運営の支障の有無について確認の上、その結果を速やかに所属長を経由して当該請求をした職員に通知しなければならない。
- (3) 本部長は、早出遅出勤務の請求をした職員に、公務の運営に支障がないことを通知した後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明

らかとなった場合は、当該日の前日までに、当該職員に対しその旨を通知しなければならない。

- (4) 本部長、警務課長及び所属長は、早出遅出勤務の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

5 早出遅出勤務の請求の取消し

- (1) 早出遅出勤務の請求をした職員は、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、遅滞なく別記第2号様式の育児又は介護の状況変更届（以下「状況変更届」という。）により、所属長を経由して本部長に届け出なければならない。

ア 請求に係る子が死亡した場合

イ 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより、当該請求をした職員の子でなくなった場合

ウ 請求に係る子と同居しないこととなった場合

エ 請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

オ 請求に係る要介護者が死亡した場合

カ 請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合

キ アからカまでに掲げる場合のほか、育児又は介護を行う必要がなくなった場合

- (2) 所属長は、職員から状況変更届の提出を受けたときは、当該状況変更届を警務課長を経由して本部長に提出するものとする。

- (3) 本部長、警務課長及び所属長は、職員から状況変更届の提出を受けた場合において、当該届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該届出をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

6 留意事項

- (1) 早出遅出勤務は、毎週火曜日及び金曜日や毎月第2週及び第3週のように請求する期間内において曜日や週を特定して利用することができるものとする。

なお、曜日や週を特定して早出遅出勤務を行おうとするときは、請求書の「5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由」欄にその旨を記載するものとする。

- (2) 承認を受けた早出遅出勤務に係る勤務時間は、用務や個人の都合により変えることはできないものとする。

第3 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限

1 要件

深夜勤務の制限の請求をすることができる職員は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員。ただし、当該職員の配偶者であって請求に係る子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次に掲げるいずれにも該当する場合を除く。
 - ア 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
 - ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

- (2) 要介護者を介護する職員

2 深夜勤務の制限の請求手続

- (1) 深夜勤務の制限の請求は、請求書により、原則として深夜勤務制限開始日の1月前までに所属長を経由して本部長に行うものとする。
- (2) 深夜勤務の制限は、6月以内の期間に限り請求することができるものとする。

3 深夜勤務の制限の請求の受理及び取消し

深夜勤務の制限の請求の受理にあつては第2の4の定めを、深夜勤務の制限の請求の取消しにあつては第2の5の定めを準用する。

第4 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限

1 要件

時間外勤務の制限の請求をすることができる職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 時間外勤務の免除

3歳に満たない子のある職員又は要介護者を介護する職員

- (2) 制限時間（1月について24時間、1年について150時間）を超える時間

外勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子のある職員又は要介護者を介護する職員

2 時間外勤務の制限の請求手続

- (1) 時間外勤務の制限の請求は、請求書により、時間外勤務制限開始日の前日までに所属長を経由して本部長に行うものとする。
- (2) 時間外勤務の制限は、1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限り請求することができるものとする。

3 時間外勤務の制限の請求の受理

- (1) 所属長は、職員から時間外勤務の制限に係る請求書の提出を受けたときは、当該請求書に当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかの意見を記載し、警務課長を経由して本部長に提出するものとする。ただし、当該請求が介護を行う職員の時間外勤務の免除に係るものであるときは、当該請求に係る公務の運営の支障の有無に関する意見を記載して提出するものとする。
- (2) 本部長は、時間外勤務の制限の請求があったときは、当該請求の内容に応じて、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうか又は当該請求に係る公務の運営の支障の有無について確認の上、その結果を速やかに所属長を経由して当該請求をした職員に通知しなければならない。
- (3) 本部長は、時間外勤務の制限の請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合において、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずるために必要があると認めるとき又は公務の運営に支障があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができるものとする。
- (4) 本部長は、(3)の定めにより時間外勤務制限開始日を変更したときは、変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- (5) 本部長、警務課長及び所属長は、時間外勤務の制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

4 時間外勤務の制限の請求の取消し

時間外勤務の制限の請求の取消しについては、第2の5の定めを準用す

る。

別記
第1号様式（第2 - 第4関係）

早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書

年 月 日

本部長 殿

所属
係名
氏名

次のとおり 養育 介護 のため 早出遅出勤務 深夜勤務の制限 時間外勤務の制限 条例第9条の2第2項（免除） 条例第9条の2第3項（制限時間を超える時間外の制限） を

請求します。

| | | | | |
|-------------------------------------|---|-------------|------------------------|----|
| 1 請求に係る子又は要介護者 | 氏 名 | | 続柄等 | |
| | 子の生年月日 | 年 月 日生 | □出産予定日 | |
| | 養子縁組の効力が生じた日 | 年 月 日 | | |
| 2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）又は産後8週間以内である | | | □無 |
| 3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容 | | | | |
| 4 請求に係る期間 | 早出遅出勤務 | 年 月 日から | □毎日 | |
| | 深夜勤務の制限 | 年 月 日まで | □毎週 曜日 | |
| | 時間外勤務の制限 | □1年 年 月 日から | □1年に満たない期間（ 月） | |
| 5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由 | □請求に係る期間において全て同一の時刻 | | □請求に係る期間において全て同一の時刻でない | |
| | 時 分 始業 | 時 分 終業 | } | |
| 【理由】 | | | | |

(注)

1 について
「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入すること。
なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入すること。

2 について
① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。
② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1か月に3日を超えることをいう。

3 について
この欄は、要介護者を介護するために請求する場合に記入すること。

4 について
小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求すること。

5 について
この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入すること。
なお、請求に係る期間において全て同一の時刻でない場合は、括弧内にその内容を記入すること。

| | | |
|--------|---|--|
| 所属長記入欄 | 早出遅出勤務（育児・介護） 深夜勤務の制限（育児・介護） 時間外勤務の免除（介護） | <input type="checkbox"/> 公務の運営に支障がない <input type="checkbox"/> 公務の運営に支障がある |
| | 時間外勤務の免除（育児） 制限時間を超える時間外の制限（育児・介護） | <input type="checkbox"/> 業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難でない <input type="checkbox"/> 業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である |

第2号様式（第2－第4関係）

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

本部長 殿

所属
係名
氏名

次のとおり 早出遅出勤務
 深夜勤務の制限
 時間外勤務の制限

に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について

変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した

職員の子でなくなった

離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了
 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除

子と同居しなくなった

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった

その他

理由

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した

要介護者と職員との親族関係が消滅した

消滅の理由

その他

理由

2 届出の事実が発生した日

年 月 日